原告には必ずお届け下さい
2018年06月21日　175号
生活保護制度を良くする会
ニュース
事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
メール　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

新・人間裁判の第１５回口頭弁論での、後藤正澄さん（５６才・小樽市）の陳述です。

私は余市町の隣町、古平町で生まれましたが、父は私が１歳の時に病気で死亡し、姉と３人の母子家庭で育ちました。母は札幌市にある知り合いのホテルで働き、私達は祖母の家で生活していました。

中学卒業後、大工見習いで地元の建設会社で働いていましたが、３４歳の時に、働いている最中に道路が２本にも３本にもなって見えだし、耳鳴りがしてその場に倒れしまい、救急車で小樽の第２病院に運ばれ、診断の結果、脳内出血と診断され約３カ月半入院生活をしていました。その内、会社の仕事が無くなり、解雇されてしまったのです。
その後、体も回復し、積丹町美国の土建会社で１１年間働いてきました。しかし、ここも仕事が減ってくる中で解雇されました。

2005年、母の家から帰宅途中、居眠り運転がたたって交通事故にあい、電柱に激突して生死をさまよう大けがをしました。その事故の後遺症は今も残っていて、右足と右肘が今も痛みます。今でも右足と右腕には金具が入っており、今年みたいな厳寒の冬は外を歩いていると腕がしびれ、冷たくなって痛みは増してきます。ケガをした当時は、箸もろくに持てなかったため、ご飯を食べるのもやっとで時間をかけて食べていました。

事故での入院中、病院代・生活費そして今後の生活の事が心配で、どうなるんだろうと悩んでいました。そんな中、母が知り合いの共産党の町議さんが病院に来てくれて、病院代の事、退院後の生活の事一切を「生活と健康を守る会」というところに頼んである、病院代はけがをした当時、建設労働者の冬期講習を行っていた建設企業組合の共済保険に請求することも生活と健康を守る会に頼んであると言われました。私もその町会議員さんは知っていたし、信頼できる人のいう事だから安心していました。

２００６年５月、生活と健康を守る会の援助で、病院代も全て支払いが終わり、退院後住むところも見つけてもらって、すぐに生活保護の申請をしました。

申請するとすぐに市役所の人（ケースワーカー）が来て、「仕事！できるだろう、探しなさい。」と言われましたが、金具が入っている利き腕の右腕では力が入らないし、仕事につきたい気持ちはいっぱいでしたが、働くことはとてもできませんでした。福祉の携わる人なのにそんなこともわかってくれないことでとても悔しい思いと無理なことを言うもんだなと思ったものでした。

小樽の協会病院で一カ月、リハビリを繰り返す中、右腕に少しずつ力が入るようになり、ご飯もまともに食べられるようになっていきました。

事故を起こしてから６年ほどたっていましたし、当時５０才でしたから、就労指導は当然またやってきました。以前のような土木建築業について毎日働く自信は体力的にも無理でしたから、少しでも働こうと思って、新聞配達とかやれる仕事には何でもやるようにしてきました。働くたびに役所に収入申告も出してきています。

２０１３年８月から生活保護費が引きさがって毎日の生活は大変です。ましてや小樽は札幌と違って級地が低いため、生活保護費が低くなっています。なるべくお金がかからないように、自分で作って食べていますが、買い物をする時には、食べ物はどこの店が何時から安くなるかという情報をみんなから聞い

てその時間に買いに行きます。肉より魚が好きですから、刺身なんかでもパック入れの安くなったのを探します。野菜は高いからあまり買いませんが、コンビニからパック野菜を買って食べています。

衣類はもらったりしていますが、さすがに下着は自分で買いますが、セール品などを、例えば靴下は９９円均一のものを買ったりしますが、履くと、時には１週間も立つと穴が開いています。

２０１４年から、冬期加算が減らされました。ほとんど灯油代に回ってしまいます。冬のジャンバーや衣類・下着には手を出せません。バザーで、安い物を見つけるようにしています。

新聞配達をしているため、靴は年３回以上買い替えます。冬の靴が大変です。

働いても、収入が１万５千円から２万５千円の範囲内のため勤労控除が１万５０００円までです。小樽は山坂の町なので、新聞配達をするうえで、靴は必要経費になるのですが、生活保護では必要経費の対象になりません。夏はそんなに減りませんが、冬は１か月ぐらいで、靴底がすり減ってしまい、毎月用に買わなければなません。ですから高い靴は買えず、３，０００円までに収まる金額で靴を探して買い替えています。

２０１３年度、生活保護引下げで１か月７万４，２６０円から７万２，９８０円になり１か月では１，２８０円とわずかに見えますが、３年間で４万６，０８０円も減らされました。

またストーブがだめになった時は大変になるだろうと今からとても心配です。６年前に母が使っていたストーブをもらって今は使用していますが、いつ壊れてしまうか、その時は自分で購入しなければなません。現在の冬期加算は１万2,５４０円ですが、引き下がる前の冬期加算が前の基準・２万２，０８０円だったから何とかためることができたでしょうが、今は灯油代を支払うだけで精一杯です。灯油代上がっているから足りないくらいです。

たまぁには、古平の母親に親孝行らしい事でもしたいと思っているけど、顔をみせに行くくらいの事しかできません。それだってバス代が大変です。バス代片道１０５０円です。盆か正月あと１回くらい行ける程度です。まともな、普通の人間らしい生活をしたいと思います。

働いていた３０歳ころは、いい時には月収３０万円にはなり、平均２０万円になりました。冬期間は除雪の助手をして２０万円くらいあったんです。だから、軽自動車も買ったり、その車で釧路の親戚の家に遊びに行ったりしていました。今から見ると夢みたいな生活でした。

生活保護を受けた時は、これで暮らしていけるんだろうかと思ったくらいです。

だから、この裁判の原告に参加しました。やっとの思いで生活しなければならないなんて、自由もない生活だとつくづく思っています。まともに暮らしたいと願って裁判に参加しています。せめて引き下げた保護費を元に戻してくださるようお願いします。

新・人間裁判第16回口頭弁論

札幌地裁宛署名を集めましょう！

2018年9月19日(水)

・12:40　札幌地方裁判所前に集合
・13:30　口頭弁論開始
・14:00　報　告　会

札幌市教育文化会館・305研修室